

都道府県議会議員の選挙区設定の見直し
(公職選挙法の一部を改正する法律)による変更点
【ポイント】

1 選挙区の規定方法

〈改正前〉

- ・法律上、郡市の区域（指定都市は行政区の区域）による
- ・合区等の場合のみ条例で定める

〈改正後〉

- ・法律で定めるルールに基づき、都道府県の条例で定める

2 選挙区設定のルール

(1) 一般市の区域

- ・改正前から変更なし
(選挙区の設定は市単位、配当基数が1未満の市に限り合区可能)

(2) 町村の区域

〈改正前〉

- ・選挙区の設定は郡単位（合区の際も郡単位）
- ・配当基数が1未満の郡に限り、隣接する郡市と合区可能

〈改正後〉

- ・選挙区の設定は町村単位（合区の際も町村単位）
- ・配当基数にかかわらず、隣接する市町村と自由に合区可能

(3) 指定都市の区域

〈改正前〉

- ・選挙区の設定は行政区単位（合区の際も行政区単位）
- ・配当基数が1未満の行政区に限り、隣接する行政区等と合区可能

〈改正後〉

- ・2以上の選挙区を設ければ、各行政区の配当基数にかかわらず、行政区を合わせた選挙区の設定が可能

※ 改正後においても、従前の選挙区をそのまま維持することも可能

※ 改正前後とも、配当基数が0.5未満の選挙区は不可（強制合区）
(配当基数が0.5以上の合区は、任意合区)

- ・「配当基数」：当該区域の人口／議員1人当たりの人口
- ・「議員1人当たりの人口」：都道府県の人口／議員の定数